

## 画像撮影診断料等の見直し

骨子【 I - 8 - (2)】

### 第1 基本的な考え方

CT撮影、MRI撮影及び眼底カメラ撮影について、新たな機器の開発や新たな撮影法の登場などの技術の進歩が著しい状況にあり、診断や治療の質の向上に資するイノベーションを適切に評価する観点から画像撮影の評価体系を見直す。

### 第2 具体的な内容

64列以上及び16列未満のマルチスライス型CT及び3テスラ以上及び1.5テスラ未満のMRIによる撮影に対する評価の見直し並びに眼底カメラ撮影についてアナログ撮影の場合及びデジタル撮影の場合についての評価を医療技術評価分科会での評価結果等を踏まえて新設する。

現 行	改定案
<p>【コンピューター断層撮影】</p> <p>1 CT撮影</p> <p>イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合 950点</p> <p>ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点</p> <p>ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合 780点</p> <p>ニ イ、ロ又はハ以外の場合 600点</p>	<p>【コンピューター断層撮影】</p> <p>1 CT撮影</p> <p>イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合 <u>1,000点</u>(改)</p> <p>ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点</p> <p>ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合 <u>770点</u>(改)</p> <p>ニ イ、ロ又はハ以外の場合 <u>580点</u>(改)</p>
<p>【磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)】</p>	<p>【磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)】</p>

1 3テスラ以上の機器による場合 1,400点	1 3テスラ以上の機器による場合 1,600点(改)
2 1.5テスラ以上の機器による場合 1,330点	2 1.5テスラ以上の機器による場合 1,330点
3 1又は2以外の場合 950点	3 1又は2以外の場合 920点(改)
D256 眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合 56点	D256 眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合 イ アナログ撮影の場合 54点(新) ロ デジタル撮影の場合 58点(新)